# I 特別支援教育の現状

### 特別支援教育を取り巻く社会の動向

### 『障害者の権利に関する条約』 H19 署名 H26.1 批准

・インクルーシブ教育システムの確保 ・個人に必要な合理的配慮の提供

#### 『学校教育法』H19.4 改正

・発達障害も含め、すべての学校で特別支援教育を実施

#### 『障害者基本法』 H23.8 改正

・可能な限り、障がいのある児童生徒が、障がいのない児童生徒と共に教育

#### 『中央教育審議会』 H24.7 報告

・インクルーシブ教育システム ・多様な学びの場の整備

『障害者差別解消法』 H28.4 施行

### 特別支援教育の対象の概念図(R元.5.1)

特別支援学校

○特別支援学級

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱 小学校・中学校

0.8%(R元, 約7万5千人) 10年間で1.2倍 (約6万2千人)

0.6%(H21)

1.3%(H21) 2.9%(R元) (約13万5千人) (約27万8千人) 10年間で2.1倍

全児童生徒数 (全国)

1,074万人(H21)

減少傾向

5.0%(R元)

(約48万6千人)

增加傾向

2.3%(H21) (約25万1千人)

973万人(R元)

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱 **言語障害** 白閉症・情緒障害 (特別支援学級に在籍する学校教育法施行令

第22条の3に該当する者含む) 通常の学級・通級による指導

視覚障害 聴覚障害 肢体不自由 0.5%(H21) 1.4%(R元) 自閉症 情緒障害 学習障害 (LD) (約5万4千人) (約13万3千人) 病弱・身体虚弱 (言語障害) 注意欠陥多動性障害(ADHD)

10年間で2.5倍

※発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒6.5%程度の在籍率

(この数値は平成24年の文科省調査(教員による回答)であり、医師の診断によるものではない。) (埼玉県の平成25年の調査では10,7% 約6万2千人)

### 本市の特別支援教育の現状

### ◎本市の特別支援学級等の推移(過去15年間)

	H17	H19	H22	H27	R2
学級数	26学級	34学級	42学級	57学級	71学級
在籍数	113人	160人	205人	244人	322人
設置校数 (32校中)	17校	19校	24校	32校	32校
設置率	53.1%	59.4%	75.0%	100.0%	100.0%
支援員数	11人	16人	21人	28人	29人

#### ◎本市の支援体制の充実の実際

- 1 特別支援教育指導員(1人)…全小中学校へ、年間140日 訪問指導
- 2 **臨床心理士(5人)·言語聴覚士(1人)**···年間相談延べ件数 約2700件
- 3 特別支援教室児童担当指導員(2人)…通常学級の児童への直接的な支援
- 4 特別支援教育支援員(29人)…特別支援学級の担任の補助
- 5 巡回相談…臨床心理士、指導主事が小中学校の通常学級を巡回指導
- 6 特別支援教育就学奨励費の補助…保護者への経済的な補助
- 7 **通級指導教室**…サポート教室(発達・情緒)、ことば・きこえの教室(難聴・言語)
- 8 支援籍学習の推進…県立特別支援学校との連携による交流・学習活動

# 特別支援教育の推進について

## Ⅱ 施策の方向性

ノーマライゼーションの理念に基づく 共生社会の形成

インクルーシブ教育システムの構築

生きる力を共に教え育てる草加の教育 自ら学び、心豊かにたくましく生きる「草加っ子」の育成 ◎多様なニーズに対応した教育と支援の充実

幼保小中を一貫した教育 連続性のある就学相談・個に応じた支援

# 「誰一人取り残すことのない教育」 のための包括的な支援

- 1 支援体制の充実
- 2 多様な学びの場の整備・充実
- 3 人材育成のための研修の充実

# Ⅲ 本市の特別支援教育に係る課題

- 1 年々、多様化・複雑化し、増加している、就学・ 発達相談に、きめ細かに、かつ速やかに対応 するための職員と相談スペースの不足
- 2 通常の学級に在籍する児童生徒を含め、特別 な支援を必要としている児童生徒の増加に伴う 十分な学びの場の整備
- 3 全教員の特別支援教育に係る人材育成、指導力 の向上

## IV 今後の施策の展開

### 1 支援体制の充実

- (1)特別支援教育指導員の訪問による指導の充実
- (2)臨床心理士・言語聴覚士による相談体制の充実
- (3)特別支援教室児童担当指導員による通常学級の児童への支援の充実
- (4)特別支援教育支援員による特別支援学級の支援体制の充実

## 2 多様な学びの場の整備・充実

(1)通常の学級における個に応じた支援の充実

通常学級に在籍する発達に課題があると思われる児童生徒への支援の充実 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・環境づくりの充実

(2)特別支援学級における支援の充実

特別支援学級の弾力的な活用

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流・共同学習の推進 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実

(3)通級による指導の充実

「サポート教室」及び「ことば・きこえの教室」の効果的な支援体制の充実

(4)県立特別支援学校との連携・支援籍学習の推進

特別支援学校のセンター的機能についての周知、積極的な連携 特別支援学校の「支援籍学習」の推進

### 3 人材育成のための研修の充

(1)校内研修の推進

すべての教職員の指導力向上に向け、特別支援教育に関する校内研修 を年間計画へ位置づけ

(2)研修内容の充実

市独自の特別支援教育推進教員育成研修会を実施 特別支援教育担当者の育成のため、校内研修へ指導者派遣

# 「誰一人取り残すことのない教育」 のための包括的な支援に向けて

- ◎十分な相談環境のもと、相談専門スタッフによる 丁寧な就学・発達相談を進めていきます。
- ◎すべての子どもたちが、自分の可能性を最大限 発揮できる十分な学習環境を整備していきます。
- ◎すべての教員の特別支援教育に係る指導力の 向上を図るとともに、人材育成を進めていきます。